

# 日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人  
日本青果物輸入安全推進協会

東京都千代田区神田和泉町1丁目 12-16

末広ビル

電話 03(5833)5141

No.801

平成 26 年 5 月 5 日

印刷所 ニチエイプリント

## 食品、添加物等の規格基準の改正について / 厚生労働省

平成26年4月24日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等は以下のとおりです。

### 第1 改正の概要

- 1 農薬アメクトラジン、農薬イソプロチオラン、農薬ジフェノコナゾール、農薬テブコナゾール、農薬ビフェントリン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フロニカミド、農薬ペンフルフェンなどについて、食品中の残留基準が設定されました。(別紙を参照してください。)
- 2 生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。以下「生食用鮮魚介類等」という。)の加工基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用が認められました。
- 3 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え次亜塩素酸水の使用が認められました。

### 第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するもののうち、基準値がこれまでより厳しくなるものについては平成26年10月24日まで従来の基準が適用されます。(詳細は別紙を参照してください。)

### 第3 農薬等の残留基準に関する事項

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくアメクトラジン及びペンフルフェンに係る新規農薬登録、イソプロチオラン、ジフェノコナゾール、テブコナゾール、ビフェントリン、ピリフルキナゾン及びフロニカミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われることとなっています。

アビラマイシン、アメクトラジン、ジフェノコナゾール、ピリフルキナゾン及びペンフルフェン試験法については、後日通知されます。

別紙

アメクトラジン(殺菌剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
ばれいしょ	○ 0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.05	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	
その他のいも類	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 50	
かぶ類の葉	○ 50	
クレソン	○ 50	
はくさい	○ 50	
キャベツ	○ 9	
芽キャベツ	○ 9	
ケール	○ 50	
こまつな	○ 50	
きょうな	○ 50	
チンゲンサイ	○ 50	
カリフラワー	○ 9	
ブロッコリー	○ 9	
その他のあぶらな科野菜	○ 50	
チコリ	○ 50	
エンダイブ	○ 50	
しゅんぎく	○ 50	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 50	
その他のさく科野菜	○ 50	
たまねぎ	○ 2	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 20	
にんにく	○ 2	
にら	○ 20	
その他のゆり科野菜	○ 20	
パセリ	○ 40	
セロリ	○ 40	
その他のせり科野菜	○ 40	
トマト	○ 5	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜	○ 50	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 3	
しろうり	○ 3	
その他のうり科野菜	○ 50	
ほうれんそう	○ 50	
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.05	
しいたけ	○ 2	
その他のきのこ類	○ 2	
その他の野菜	○ 50	
ぶどう	○ 25	
その他の果実	○ 2	

インプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.03	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	
ぶどう	○ 0.02	0.02

ジフェノコナゾール(殺菌剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
大豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	●	0.2
はくさい	●	0.2
キャベツ	○ 2	0.2
芽キャベツ	○ 2	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
カリフラワー	○ 2	0.2
ブロッコリー	○ 2	0.2
その他のあぶらな科野菜	○ 2	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	
たまねぎ	○ 0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 6	
にんにく	○ 0.2	
アスパラガス	○ 0.03	0.02
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 10	
セロリ	○ 10	
その他のせり科野菜	○ 0.5	
トマト	○ 0.6	0.5
ピーマン	○ 2	
なす	○ 0.6	
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.3
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	●	0.1
未成熟えんどう	○ 0.7	
未成熟いんげん	○ 0.7	
その他の野菜	○ 0.7	
レモン	○ 0.6	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.6	
グレープフルーツ	○ 0.6	
ライム	○ 0.6	
その他のかんきつ類果実	○ 0.6	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	● 0.7	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 1	5
すもも(プルーンを含む。)	● 0.3	5
うめ	○ 3	1
おうとう(チェリーを含む。)	● 3	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハuckleベリー	●	5
その他のベリー類果実	●	5
ぶどう	○ 4	0.5
かき	● 0.7	1
バナナ	○ 0.5	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 0.2	1

## ジフェノコナゾール(殺菌剤)

(つづき)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
アボカド	● 0.5	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	● 0.07	1
パッションフルーツ	● 0.05	1
なつめやし	●	5
その他の果実	● 2	5

## テブコナゾール(殺菌剤)

(つづき)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 2	1
マンゴー	○ 0.1	
パッションフルーツ	○ 0.1	
その他の果実	○ 2	2

## テブコナゾール(殺菌剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
大豆	○ 0.3	0.1
小豆類	○ 0.5	
えんどう	○ 0.5	0.2
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.2	0.1
その他の豆類	○ 0.5	0.2
ばれいしよ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.1	0.1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
カリフラワー	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.3	0.3
アーティチョーク	○ 0.6	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.5
にんにく	○ 0.1	0.1
にら	○ 10	
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜	○ 10	
にんじん	○ 0.6	0.6
セロリ	○ 0.3	0.3
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.02
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.2	
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 1	0.5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 1	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	2

## ビフェントリン(殺虫剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
大豆	○ 0.3	0.1
小豆類	○ 0.3	0.1
えんどう	○ 0.3	0.05
そら豆	○ 0.3	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類	○ 0.3	0.2
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 4	1
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 4	4
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	○ 2	2
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 4	4
こまつな	○ 4	4
きょうな	○ 4	4
チンゲンサイ	○ 4	4
カリフラワー	○ 0.4	0.05
ブロッコリー	○ 0.4	0.1
その他のあぶらな科野菜	○ 4	4
ごぼう	○ 0.05	
サルシフィー	○ 0.05	
アーティチョーク	○ 0.2	0.2
エンダイブ	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	3
その他のきく科野菜	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
にんじん	○ 0.05	
パースニップ	○ 0.05	
パセリ	○ 3	3
その他のせり科野菜	○ 0.05	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろり	○ 0.4	0.4

ピフェントリン(殺虫剤) (つづき)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 0.2	0.2
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.6	0.6
未成熟いんげん	○ 0.6	0.6
えだまめ	○ 0.6	0.6
その他の野菜	○ 2	2
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.03	0.03
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.5
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	○ 1	1
ブラックベリー	○ 1	1
ブルーベリー	○ 2	2
その他のベリー類果実	○ 1	1
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 0.1	0.1
キウイ	○ 0.05	0.05
パパイヤ	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実	○ 0.3	0.3

ピリフルキナゾン(殺虫剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 20	20
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 10	10
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
アスパラガス	○ 0.5	0.5
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.3	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1

ピリフルキナゾン(殺虫剤) (つづき)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 1	1

フロニカミド(殺虫剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後	改正前
大豆	○ 5	5
小豆類	○ 5	5
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.2
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.2
その他のいも類	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.6	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 16	16
かぶ類の根	○ 0.6	0.6
西洋わさび	○ 0.6	0.6
クレソン	○ 4	4
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 16	16
こまつな	○ 16	16
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 16	16
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 16	16
ごぼう	○ 0.6	0.6
サルシフィー	○ 0.6	0.6
チョコリ	○ 4	4
エンダイブ	○ 4	4
しゅんぎく	○ 4	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 15	15
その他のさく科野菜	○ 4	4
たまねぎ	○ 0.3	0.3
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 2	2
にんじん	○ 0.6	0.6
パースニップ	○ 0.6	0.6
パセリ	○ 4	4
セロリ	○ 4	4
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 4	4
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	2
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 2	2

食品名	残留基準値ppm (つづき)	
	改正後	改正前
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 9	9
オクラ	○ 0.4	0.4
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 4	4
みかん	○ 2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5

食品名	残留基準値ppm (つづき)	
	改正後	改正前
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
その他の果実	○ 0.4	0.4

食品名	残留基準値ppm (抜粋)	
	改正後	改正前
ばれいしょ	○ 0.05	

脚注(抜粋) ※○:平成26年4月24日施行 ●:平成26年10月24日施行  
 ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。  
 ・今回基準値を設定するアトクトラジンとは、農産物にあってはアトクトラジンのみとし、畜産物にあってはアトクトラジン、4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸をアトクトラジンに換算したものと及び6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ヘキサノ酸をアトクトラジンに換算したものとをいうこと。  
 ・これまでジフェノコナゾールとは、ジフェノコナゾールのみとしていたが、今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノールをジフェノコナゾールに換算したものの和をいうこと。  
 ・今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オンをピリフルキナゾンに換算したものの和をいうこと。  
 ・今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシンをフロニカミドに換算したものと及び4-トリフルオロメチルニコチン酸(以下、「代謝物E」という。)をフロニカミドに換算したものとをいい、畜産物にあってはフロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチンアミドをフロニカミドに換算したものと及び代謝物Bをフロニカミドに換算したものとをいうこと。

参考(抜粋)  
 ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。  
 ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。  
 ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。  
 ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。  
 ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。  
 ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。  
 ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。  
 ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。  
 ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。  
 ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。  
 ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。  
 ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。  
 ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。  
 ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

# メキシコ産アボカドの日本向け輸出に

## おけるプロセスチャート / 日青協

メキシコ産アボカドにつきましては、2011年アセフェートとメタミドフォスが基準値を超えて検出する事例が連続したことから、輸入に際し、検査命令の対象となっておりました。本年1月に入り、同様の事例が再度連続して発生したため、日青協ではメキシコの主な生産者団体である APEAM に対し、残留防止対策の徹底を要請しておりました。

これに対し3月5日、メキシコ政府農産・水産・漁業安全総局の担当課長、APEAM の会長他役員が来日し、日本の厚生労働省に対し、メキシコ政府が講じている新たなアボカドの農薬残留防止対策が示されました。

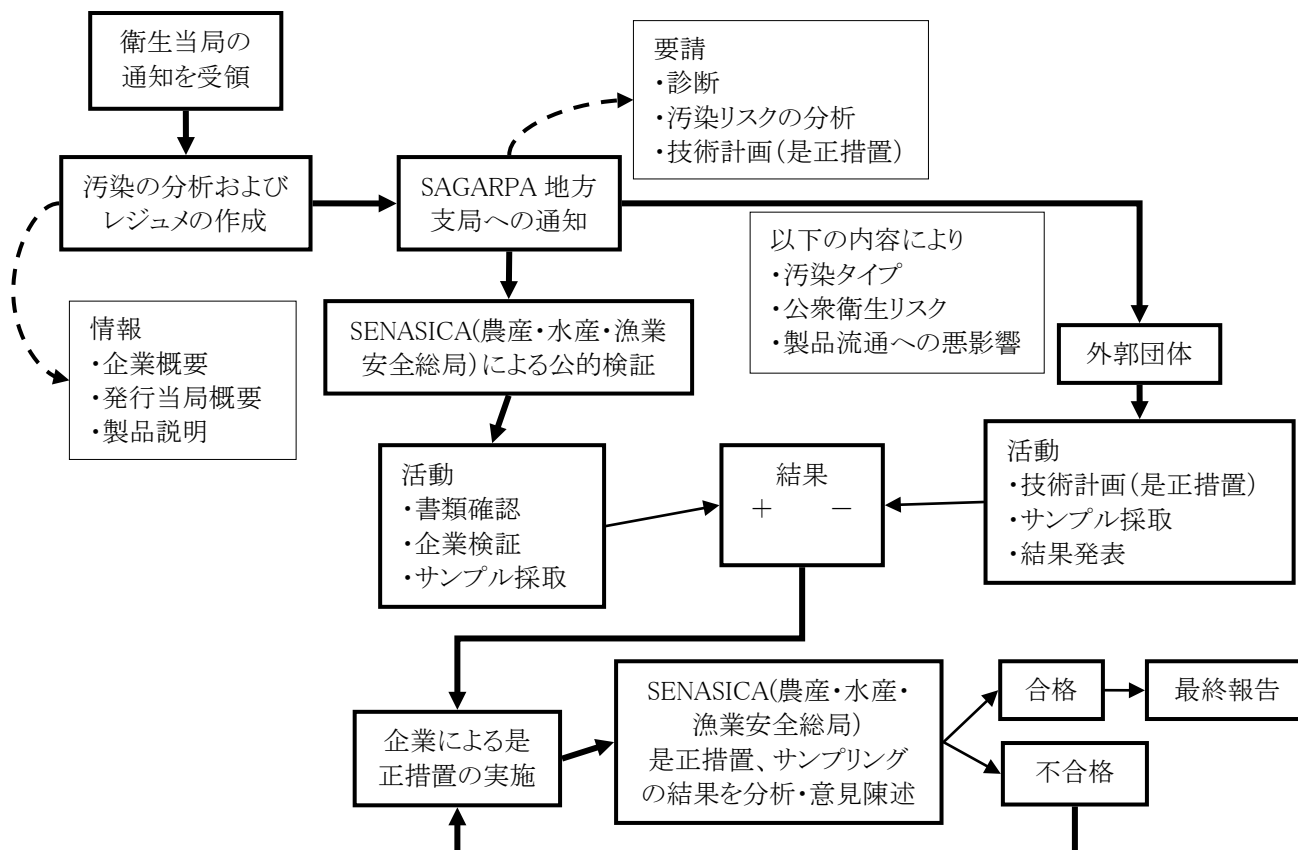
メキシコにおける新たな残留防止対策は図2の「メキシコ産アボカドの日本向け輸出におけるプロセスチャート」で、これに示した実行可能なものについては本年1月から、プロセスチャート全体は本年4月から実施されることが説明されました。同時に残留基準を超過したアボカド生産者に対する対策として、「汚染された製品の疑いがある企業への注意」図1が示されました。

この会議にはメキシコ側からメキシコ政府の農産物安全・有機栽培・農薬担当課長、在京メキシコ大使館農務公使他数名、APEAM 会長他数名、日本側から厚生労働省担当室長、残留農薬担当補佐他数名、日青協関係役員(2名)が出席し、長時間にわたり農薬の残留防止対策、アセフェートとメタミドフォスの残留基準の見直しなどについて意見が交換されました。

日青協では引き続きこの度示された「メキシコ産アボカドの日本向け輸出におけるプロセスチャート」に関連し、メキシコ産アボカドの農薬残留基準超過事例が発生しないよう食品衛生の立場から APEAM に意見を述べております。

図1

汚染された製品の疑いがある企業への注意



農産・水産・漁業安全総局

我が国産アボカドの日本向け輸出におけるプロセスチャート

生産者	包装業者／輸出業者	研究施設	検証ユニット	SENASICA または SAGARPA の防疫官	包装業者／輸出業者	SENASICA
<p>P-SRRC へ「サンプル採取手順」の最新版に準拠したサンプリング（番号が割り振られる）の実施を要請し、EMA ないし SENASICA が承認する検査機関での残留農薬のマルチ分析を命じる。</p> <p>分析が行われるサンプルは、農園での収穫前 30 日以内のものでなければならない。</p> <p>分析結果の写しを包装業者／輸出業者へ送付する。</p>	<p>研究機関のマルチ残留農薬分析結果の写しを受け取り、P-SRRC が国内および相手先国の残留農薬基準を満たしていることを検証・意見陳述する。</p> <p>マルチ残留農薬分析結果の写しが提示されない場合、包装業者／輸出業者は P-SRRC に農園または包装場でのサンプル採取を要請し、SENASICA が承認する検査機関でのマルチ残留農薬分析を行うために、貨物を構成する全ての農園よりサンプル採取および分析を行う。</p> <p>包装業者は SENASICA が発行する SRRC で認証を得ていなければならない。</p>	<p>生産者／包装業者／輸出業者から提出されたサンプルの分析を実施する。</p> <p>場合により、生産者／包装業者／輸出業者に対し結果を送付する。</p> <p>研究機関の結果認可されていない、あるいは日本国内の基準値を超過が検出された場合は、SENASICA の農産・水産・漁業安全総局、植物防疫総局および SAGARPA 支所へ写しを送付する。</p>	<p>P-SRRC および生産者／包装業者の果実への残留農薬分析を通じて評価された技術的情報を受け取る。</p> <p>結果として不検出または残留基準値内であった場合、P-SRRC の評価書類やその他検査証明書を要請するために必要とされるものを添付して RPV(検証プロセス記録)を発行し、上に示される要件を満たしているか書類の事前確認を行う。</p> <p>トレーサビリティを保証するために、包装業者へ届いてから輸出が行われるまで全ての果実を監視する。</p>	<p>検証プロセス記録、P-SRRC の技術的情報および検査要件を満たすことが確認できる書簡を受け取り、当該情報が日本への輸出を満たすことを検証して検査証明書を発行する。</p>	<p>LFSV に従い得検査要件を満たし輸出を実施する。</p> <p>検査要件を満たすことを確認した書簡を少なくとも 5 年間は保管する。</p>	<p>禁止ないし栽培への使用が許可されていない農薬の残留が検出される、また国内基準値を超過している等、検査証明書が添付された貨物が拒否された場合、SENASICA は関係当局に対して通知を行い、SENASICA が定めている基準の下で監視を行う。</p>

\*分析は貨物を構成する農園の数と同数でなければならず、(それに応じて)農園および／あるいは包装場における輸出前のサンプル採取を考慮する必要がある。

# 平成26年度食品健康影響評価依頼計画 / 厚生労働省

厚生労働省は、4月7日食品安全委員会に対し平成26年度食品健康影響評価依頼計画を提出しました。

残留農薬のポジティブリスト制度のスタートに際し、その激変緩和措置として食品安全委員会の健康影響評価を受けていない農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)について暫定基準値が定められました。厚生労働省は、この暫定基準を定めた農薬等のうち安全性データが整ったものについて、健康影響評価を食品安全委員会へ要請しており、この度、平成26年度に行う健康影響評価依頼の計画を提出したものです。

農薬等の暫定基準については、平成18年5月、暫定基準が設定された758物質の農薬等うち、これまでに591物質について食品安全委員会へ健康影響評価が依頼され、そのうち325物質について食品安全委員会の評価が終了しています。(別添1参照)まだ健康影響評価の依頼を行っていない167物質(758-591=167)のうち国内での農薬登録、承認等がある物質が48物質、国内での登録・承認等がない物質が119物質です。48物質については引き続き計画的に評価依頼を進めていくこととされています。残りの119物質については、毒性、残留試験データ、使用実態など情報収集が困難な農薬等が多く含まれます。検疫所における輸入時検査で検出事例等がある物質は、評価依頼に向けて可能な限り文献調査・情報等の収集が行われます。評価に必要な安全性データが得られない農薬等については、暫定基準が廃止され、一律基準を適用することが検討されています。(評価に必要な安全性データが得られない農薬等 別添2参照)

平成26年度の食品健康影響評価依頼計画においては、毒性、残留試験などの安全性データが入手可能である78物質(別添3)について、食品安全委員会へ評価依頼が行われる予定です。また、平成26年度より、農薬等の健康影響評価の依頼に当たっては、ADIだけでなく、急性参照用量の設定についても評価依頼が本格的に始められます。

## 別添1 ポジティブリスト制施行後の農薬等の残留基準見直し状況

平成18年5月29日	暫定基準 758物質			
暫定基準見直し 状況	食品安全委員会 に未諮問 167物質	食品安全委員会評価中 266物質	薬事・食品 衛生審議会 106物質	見直し済み 219物質
平成26年3月28日	暫定基準 539物質		削除 45物質	本基準 217物質

## 別添2 データの提供の見込みがない農薬等(42物質)

1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジブromo-3-クロロプロパン、1,2-ジブromoエタン、2,6-ジイソプロピルナフタレン4-アミノピリジン、アスポキシリン、エンドタール、オキシカルボキシ、オレアンドマイシン、キナルホス、クロピドール、クロロネブ、クロロベンジレート、ジノセブ、チオメトン、チフェンスルフロ、テトラクロルビンホス、トリクロロ酢酸ナトリウム塩、ニコチ



ン、ニタルソン、ニフルスチレン酸ナトリウム、ネクイネート、バクイノレート、ハロクソン、ビアラホス、ピリチオバックナトリウム塩、ピンドン、ファミフル、フェノプロップ、フルミクロラックペンチル、プロパニル (DCPA)、フロラスラム、ペブレート、ベンスリド (SAP)、ペンタクロロフェノール、ポリミキシシンB、メチルベンゾクエー、ライドロマイシン、ワルファリン塩酸トセルペイト、二臭化エチレン、硫化カルボニル

### 別添3 平成26年度食品安全委員会へ評価依頼する農薬等(78物質)

モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)-アルキルトルエン、アンプロリウム、エトパベート、クロルヘキシジン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファドキシシン、デコキネート、バージニアマイシン、メシリナム、オイゲノール、カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ(総和として。)、カルベンダジム(MBC)、チオフアネート、チオフアネートメチル及びベノミル(総和として。)、シアノホス、ジアフェンチウロン、ジチオカルバメート、ジニトルミド、チオジカルブ及びメソミル(総和とし)、トリクロロホン、ナフシリン、ピペロニルブトキシド、ピラゾリネート(ピラゾレート)、酢酸イソ吉草酸タイロシン、カンタキサシン、クロステボル、ジアベリジン、マホプラジン、メンブトン、オルメトプリム、シアン化水素、ジブチルサクシネート、チオプロニン、バリダマイシン、ピレトリン、プロボキスル、リン化水素、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、臭素(臭化メチル)、アルトレノゲスト、オルトフェニルフェノール、スルファエトキシピリダジン、スルファグアニジン、スルファジアジンスルファセタミド、スルファトロキサゾール、スルファニトラン、スルファニルアミド、スルファピリジン、スルファブプロモメタジンナトリウム、スルファベンズアミド、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、2-(1-ナフチル)アセタミド、DDT、アザメチホス、イソプロツロン、エトリジアゾール、エンドリン、カルベタミド、キササマイシン、クロロトルロン、ジフェニル、セファセトリル、ダミノジット、トリペレナミン、プロモプロピレート、2,4,5-T、イソフェンホス、オメエート、カプタホール、キントゼン(PCNB)、ジクロフルアニド、デメトン-S-メチル、トリアジメホン、ビオレスメトリン、ビテルタノール、ホスファミドン、メキシクロール

## 日豪EPAにおける大筋合意の内容 / 農林水産省

### 日豪EPAにおける大筋合意の内容 その他の品目(園芸作物関係)

園芸作物について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で合意がなされた主な品目は以下のとおりです。

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kikaku/140418.html>

#### 1 関税撤廃(生果実のみ抜粋)

品目名	合意内容	平成24年輸入量
くり	10年間かけて段階的に撤廃(9.6%→0%)	1.1万トン(うち豪州 ー)
いちじく	5年間かけて段階的に撤廃(6.0%→0%)	8トン(うち豪州 ー)
オレンジ	10～翌年5月:関税撤廃等からの除外 6～9月:10年間かけて段階的に撤廃(16%→0%)	13.0万トン(うち豪州 2.8万トン)
ぶどう	3～10月:10年間かけて段階的に撤廃(17%→0%) 11～翌年2月:7年間かけて段階的に撤廃(7.8%→0%)	2.1万トン(うち豪州 ー)
すいか	即時撤廃(6.0%→0%)	0.1万トン(うち豪州 ー)

品目名	合意内容	平成 24 年輸入量
メロン	5年間かけて段階的に撤廃(6.0%→0%)	3.0 万トン(うち豪州 ー)
りんご	10 年間かけて段階的に撤廃(17%→0%)	0.2 万トン(うち豪州 ー)
なし	5年間かけて段階的に撤廃(4.8%→0%)	47トン(うち豪州 ー)
さくらんぼ	3～10 月:関税撤廃等からの除外 11～翌年2月:即時撤廃(8.5%→0%)	1.0 万トン(うち豪州 15トン)
もも	5年間かけて段階的に撤廃(6.0%→0%)	ー
いちご	3年間かけて段階的に撤廃(6.0%→0%)	0.4 万トン(うち豪州 ー)
キウイフルーツ	5年間かけて段階的に撤廃(6.4%→0%)	6.4 万トン(うち豪州 ー)
かき	即時撤廃(6.0%→0%)	146トン(うち豪州 ー)

## オーストラリア産食用ブドウのお披露目会 / 豪州大使館

2月7日に低温処理による輸入が解禁されたオーストラリア産ブドウの第1船分の試食会が行われた。会場は、オーストラリア大使館で4月22日15時から、輸入関係者等約100名を集めて開催された。

式典は、オーストラリア大使の挨拶のあと、オーストラリアテーブルグレイプ協会のジェフ・スコット会長によるプレゼンが行われた。その中で、テーブルグレイプはビクトリア州やクイーンズランド州などで、8,000ヘクタール、12万4千トンの生産が行われている。そのうち、ビクトリア州は94%を占めている。輸出は、中国、インドネシア、マレーシア等の東南アジアを中心に行われている。また、日本向けには、今シーズンの終わる5月末までに15コンテナ(約300トン)の輸出が行われる予定であり、今後5年から10年で輸出シーズン(1月から5月)に年間5,000トンから1万トンの輸出を目指すとの意欲的な数値が示された。さらに、ミバエフリーエリアからの低温処理なしでの輸出の意欲も示された。(注:現状では低温処理が必要。)

その後、クリムソンシードレス種及びトムソンシードレス種の試食が行われた。



※ブドウの国・月別輸入量について3月20日798号に掲載しましたのでご参照ください。